

日本学生支援機構奨学金 継続手続きについて

重要!

日本学生支援機構奨学金の継続手続きは、スカラネット・パーソナル経由で、奨学金継続願を提出する方法で行います。以下の通り実施いたしますので、対象者は学生課総合窓口にて継続手続き書類を受け取り、入力期間内に継続手続きを行ってください。

対象者：日本学生支援機構奨学金奨学生

(2018年3月貸与終了者を除く)

配付期間：2017年12月7日(木)～12月15日(金)

(土曜日・日曜日を除く)

入力期間：2017年12月15日(金)～2018年1月10日(水)

停止期間：2017年12月29日(金)～2018年1月3日(水)

※入力を怠った場合は、「**廃止**」となります。

配布窓口：学生課総合窓口(25棟1階)

配布時間：8:45～16:45(学生証を持参してください)

(土曜日・日曜日・祝日を除く)

- ※ 上記期間内に手続きを行えない場合は、2018年1月10日(水)までにご相談ください。
- ※ スカラネット・パーソナルにID・パスワードを登録し、今年度の継続手続きを行なってください。
- ※ 住所変更・留学・休学・退学・振込口座変更等が生じた場合は、速やかに学生生活担当に申し出てください。
- ※ 貸与終了時に保証人(4親等以内)を選定できなくなった場合は、速やかに学生生活担当に申し出てください(機関保証制度加入者は除く)。
- ※ 継続を希望しない場合は、インターネット入力により「辞退」の手続きを行ってください。
「辞退」の手続きを行った場合は、学生生活担当に申し出てください。